

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町 合併協議会 第3回 会議資料

○報告事項

報告第 6号

合併協定調印式後の経過及び今後の動きについて・・・・・・・・・・ P 1

報告第 7号

合併協定項目の具体的な調整結果について・・・・・・・・・・ P 3

○審議事項

議案第 5号

平成21年度栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会補正予算（第1号）
（案）について・・・・・・・・・・ P 44

○協議事項

協議第57号

特別職等の報酬について・・・・・・・・・・ P 46

日時：平成21年11月20日（金）午後2時

会場：栃木市保健福祉センター

報告第6号

合併協定調印式後の経過及び今後の動きについて

合併協定調印式後の経過及び今後の動きについて、別紙のとおり報告する。

平成21年11月20日

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

会長 日向野 義幸

合併協定調印式後の経過及び今後の動きについて(H21.11.20現在)

| 年 | 月 | 日 | 内 容 | 備 考 | |
|---------|------|--------------------|---|--|--------------------|
| 21 | 10 | 7 | 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町 合併協定調印式 | | |
| | 10 | 9 | 大平町・藤岡町・都賀町で合併関連議案を議決 | <ul style="list-style-type: none"> ・廃置分合 ・財産処分 ・議会の議員の定数並びに議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の定数 ・農業委員会の委員の任期 ・地域自治区及び地域自治区の区長の設置 | |
| | 10 | 13 | 栃木市で合併関連議案を議決 | ・同 上 | |
| | 10 | 15 | 県知事への廃置分合(合併)申請 | ・総務省との協議を経て県議会へ上程 | |
| | 12 | | 県議会12月定例会で合併関連議案を議決 | | |
| | 12 | | 県知事による合併決定・総務大臣への届出 | | |
| 22 | 1 | | 総務大臣の告示 | <ul style="list-style-type: none"> ・1月下旬から2月初旬の見込 ・合併の効力発生 | |
| | | | 閉市式、閉町式の開催 | ・新市発足までに各市町において開催予定 | |
| | 2 | | 市長職務執行者の選任 | ・関係首長の協議により選任予定 | |
| | 2 | 26 | 合併協議会において決算処理等を確認 | | |
| | 3月議会 | | 一部事務組合等の規約の変更等の議決 合併協議会廃止の議決 など | | |
| | 3 | 26 | 1市3町で閉庁式 | | |
| | 3 | 28 | 合併協議会廃止 | | |
| | 3 | 29 | | 新市発足、開庁式 | |
| | | | | 市長職務執行者による専決処分 | ・新市発足と同時に必要な条例等を専決 |
| | | | | 職員辞令交付 | |
| | | | | 選挙管理委員会の開催、暫定委員の互選 | |
| | | | 暫定固定資産評価審査委員の選任 | | |
| | | 暫定教育委員の選任、教育委員会の開催 | ・委員長選挙、職務代理・教育長の互選 | | |
| 発足50日以内 | | 市長、市議会議員選挙 | | | |
| | | 初議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・議会人事 ・専決処分の報告等 | | |
| | 6 | 6月定例会 | <ul style="list-style-type: none"> ・新市本予算 ・人事案件(特別職、行政委員会委員等) | | |

※新市発足を記念して行う合併記念式典は平成22年10月2日(土)に開催する予定です。

合併時の予算決算について

1市3町の平成21年度予算は平成22年3月28日をもって打ち切り決算となります。

平成22年3月29日から3月31日までは新市としての平成21年度暫定予算、平成22年4月1日から6月30日までの3ヶ月間は平成22年度暫定予算となります。

暫定予算は、市長職務執行者が調製し、執行することになります。(地方自治法施行令第2条)

新市としての本予算は、新市の市長から新市の議会(6月議会)に提案することになります。

報告第7号

合併協定項目の具体的な調整結果について

合併協定項目の具体的な調整結果について、別紙のとおり報告する。

平成21年11月20日

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会

会 長 日 向 野 義 幸

合併協定項目に関する事務事業の調整結果

| 合併協定項目 | 調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載 | 具体的な調整結果 |
|---------------------------------------|--|---|
| 【合併協定項目 6】 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて | 4 新市の議会の議員の報酬については、現行の報酬額及び同規模自治体の例を参考に調整する。 | <p>新市の議員の報酬については、議長、議員の報酬額は栃木市の例とし、副議長の報酬額は佐野市の例とする。</p> <p style="margin-left: 2em;">議長（1人） （月）535,000円 副議長（1人） （月）465,000円 議員（29人） （月）420,000円</p> |
| 【合併協定項目 7】 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについて | 5 新市の農業委員会の委員の報酬の額については、現行の報酬額及び同規模自治体を参考に合併時まで調整する。 | <p>合併新法の規定を適用するため、平成22年7月19日までの報酬は、現在の栃木市の報酬額とする。7月20日以降の報酬は、小山市を参考に、予算規模・農地面積・農家戸数を考慮し、次のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">会長 （年）756,000円（H22.7.19まで（年）524,000円） 職務代理者 （年）552,000円（H22.7.19まで（年）443,000円） 委員 （年）480,000円（H22.7.19まで（年）384,000円）</p> <p>※平成22年7月19日までの報酬額</p> <p style="margin-left: 2em;">会長（1人） （年）524,000円×110日/365日＝157,917円 職務代理者（3人） （年）443,000円×110日/365日＝133,506円 委員（58人） （年）384,000円×110日/365日＝115,726円</p> <p>※平成22年7月20日から23年3月31日までの報酬額</p> <p style="margin-left: 2em;">会長（1人） （年）756,000円×255日/365日＝528,164円 職務代理者（2人） （年）552,000円×255日/365日＝385,643円 委員（27人） （年）480,000円×255日/365日＝335,342円</p> |

【合併協定項目15】使用料、手数料等の取扱いについて

調整の方針

使用料、手数料等については、負担公平の原則及び受益者負担の原則に基づき次により調整する。

(1) ・施設使用料等は、原則として現行のとおりとする。ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料等については、合併後に再編又は調整する。

・その他の使用料については、合併時に統合又は再編する。ただし、占用許可期間等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合又は再編する。

(2) 手数料は、原則として合併時に統一する。

| 項目 | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|---------|------------|------------|------------|-----|----------|
| | 栃木市 | 大平町 | 藤岡町 | 都賀町 | |
| 公営住宅使用料 | 栃木市営住宅等使用料 | 大平町営住宅等使用料 | 藤岡町営住宅等使用料 | — | 次ページのとおり |

| 施設名称 | 現 況 | | | | 調整結果 | | | | | |
|------------|-------|-------|----------|--------|--|-------|-------|----------|--------|------------|
| 栃木市営住宅等 | | | | | 利便性係数算定基礎について栃木市分を現状維持しつつ、大平町、藤岡町の住宅使用料の上昇を抑えるよう見直し、なお現状より上昇するものについて、合併時に入居している方に対しては当分の間、経過措置の利便性係数を適用する。 | | | | | |
| | 住宅名 | 戸数 | 家賃[月額] 円 | | 利便性 係 数 | 住宅名 | 戸数 | 家賃[月額] 円 | | 利便性 係 数 |
| | | | 最低 | 最高 | | | | 最低 | 最高 | |
| | 片 柳 | 96 | 4,400 | 12,100 | 0.76~0.86 | 片 柳 | 96 | 4,400 | 12,100 | 0.76~0.86 |
| | 川原田東 | 60 | 5,100 | 10,000 | 0.91 | 川原田東 | 60 | 5,100 | 10,000 | 0.91 |
| | 城内南 | 159 | 6,400 | 21,600 | 0.85~0.95 | 城内南 | 159 | 6,400 | 21,600 | 0.85~0.95 |
| | 城内南第2 | 130 | 14,400 | 30,800 | 0.93~0.95 | 城内南第2 | 130 | 14,400 | 30,800 | 0.93~0.95 |
| | 本 町 | 20 | 18,100 | 27,500 | 0.93~0.95 | 本 町 | 20 | 18,100 | 27,500 | 0.93~0.95 |
| | 平 井 | 16 | 18,100 | 27,600 | 0.88~0.90 | 平 井 | 16 | 18,100 | 27,600 | 0.88~0.90 |
| | 城 内 | 48 | 18,900 | 30,400 | 0.93~0.95 | 城 内 | 48 | 18,900 | 30,400 | 0.93~0.95 |
| | 神 田 | 8 | 16,500 | 24,600 | 0.95 | 神 田 | 8 | 16,500 | 24,600 | 0.95 |
| | 川原田西 | 24 | 20,700 | 31,300 | 0.95 | 川原田西 | 24 | 20,700 | 31,300 | 0.95 |
| | 菌 部 | 6 | 20,700 | 30,800 | 1.00 | 菌 部 | 6 | 20,700 | 30,800 | 1.00 |
| | 大 宮 | 130 | 18,900 | 42,300 | 0.98~1.00 | 大 宮 | 130 | 18,900 | 42,300 | 0.98~1.00 |
| | 平 柳 | 36 | 20,900 | 39,100 | 1.00 | 平 柳 | 36 | 20,900 | 39,100 | 1.00 |
| | 川原田 | 118 | 22,500 | 45,000 | 1.00 | 川原田 | 118 | 22,500 | 45,000 | 1.00 |
| 市営住宅計 | 851 | | | | 市営住宅計 | 851 | | | | |
| ※ 立地係数0.85 | | | | | | | | | | |
| 改良住宅 | 3 | 3,600 | | — | 改良住宅 | 3 | 3,600 | | — | |

大平町営住宅等

| 住宅名 | 戸数 | 家賃[月額] 円 | | 利便性 係 数 |
|-----|----|----------|--------|------------|
| | | 最低 | 最高 | |
| 西水代 | 20 | 7,100 | 11,000 | 0.75 |
| 計 | 20 | | | |

※ 立地係数0.8

| | | | |
|------|----|-------|---|
| 改良住宅 | 16 | 2,500 | — |
|------|----|-------|---|

藤岡町営住宅

| 住宅名 | 戸数 | 家賃[月額] 円 | | 利便性 係 数 |
|-----|----|----------|--------|------------|
| | | 最低 | 最高 | |
| 荒立 | 40 | 6,400 | 11,300 | 0.75 |
| 南山 | 29 | 1,800 | 7,800 | 0.80 |
| 仲町 | 12 | 1,300 | 7,400 | 0.80 |
| 都賀 | 4 | 13,600 | 20,300 | 0.75 |
| 計 | 85 | | | |

※ 立地係数0.75

| 住宅名 | 戸数 | 家賃[月額] 円 (経過措置) | | 利便性係数 (経過措置) |
|-----|----|--------------------|--------------------|-----------------|
| | | 最低 | 最高 | |
| 西水代 | 20 | 7,400 (7,100) | 11,400 (10,900) | 0.73 (0.70) |
| 計 | 20 | | | |

※ 立地係数0.85

| | | | |
|------|----|-------|---|
| 改良住宅 | 16 | 2,500 | — |
|------|----|-------|---|

| 住宅名 | 戸数 | 家賃[月額] 円 (経過措置) | | 利便性係数 (経過措置) |
|-----|----|--------------------|--------------------|-----------------|
| | | 最低 | 最高 | |
| 荒立 | 40 | 6,700 (6,400) | 11,900 (11,200) | 0.70 (0.66) |
| 南山 | 29 | 1,700 | 7,800 | 0.70 |
| 仲町 | 12 | 1,400 (1,300) | 7,800 (7,300) | 0.75 (0.70) |
| 都賀 | 4 | 13,800 (13,600) | 20,600 (20,200) | 0.67 (0.66) |
| 計 | 85 | | | |

※ 立地係数0.85

| 項目 | 現況 | | | | 具体的な調整結果 |
|------------|---|--|-------------------------------------|-------------------------------------|---|
| | 栃木市 | 大平町 | 藤岡町 | 都賀町 | |
| 学校施設使用料 | 学校施設使用料 ・特別教室 (3時間毎) 620円/3時間 | 学校施設 ・特別教室 無料 | — | — | 合併時は栃木市の使用料に合わせ、大平町でも使用料を徴する。合併後、公民館等の使用料との整合を図り調整する。 620円/3時間 |
| 行政財産目的外使用料 | 行政財産目的外使用料 【算出方法】 土地：評価額×4/100(営利5/100) 建物：評価額×7/100(営利8/100) に5%加算した金額 加算金(電気料等) | 行政財産目的外使用料 【算出方法】 土地：評価額×4/100(営利5/100) 建物：評価額×7/100(営利8/100) + 当該建物の敷地に係る土地使用料相当額に5%加算した金額 自動販売機：屋外1台10,000円、屋内1台20,000円 卓上型公衆電話機：1台2,000円に5%加算した金額 | 行政財産目的外使用料 【算出方法】 規定なし | 行政財産目的外使用料 【算出方法】 規定なし | 行政財産の目的外使用料の算出方法については、合併時、大平町の制度を基準に再編する。 詳細は、次ページのとおり。 減免及び加算金については、栃木市の規定を、過料については、大平町の規定を基準に再編する。 自動販売機、卓上型公衆電話機については、行政財産の貸付により対応する。 |

行政財産目的外使用料表

| 種類 | 使用区分 | 算定基準（年額） |
|----------------------------|-------|---|
| 土地 | 電柱敷地等 | 電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第5条に規定する額 |
| | その他 | 評価額×4/100（営利を目的とする場合5/100） 使用期間が1月に満たないものは、消費税を要する。 |
| 建物 | / | [評価額×7/100（営利を目的とする場合8/100）＋当該建物の敷地に係る土地使用料相当額（当該建物の敷地が借地の場合は、借地料に相当する額）] × 105/100 |
| この表に定めのないものについては、市長が別に定める額 | | |

備考

- 1 評価額とは、適正な時価をいう。
- 2 土地又は建物の一部を使用許可する場合には、当該土地又は建物の評価額を当該土地又は建物の全面積で除して得た額に使用を許可しようとする面積を乗じて得た額を評価額とする。

| 項目 | 現況 | | | | 具体的な調整結果 |
|--|---|-------------------------------|--|--|--|
| | 栃木市 | 大平町 | 藤岡町 | 都賀町 | |
| 粗大ごみ手数料 | 粗大ごみ | 粗大ごみ | 粗大ごみ | 粗大ごみ | <p>①・②については大平町・藤岡町・都賀町の例により統一し、③・④の料金については、栃木市の例により統一する。⑤の料金については、栃木市、都賀町を基準に料金体系を含め再編した。</p> <p>①容量及び重量が比較的少なく収集効率が良いもの 自転車、いす等 500円</p> <p>②容量及び重量が標準的なもの ステレオ、机、家具等 1,000円</p> <p>③容量及び重量が比較的多く収集効率が悪いもの ベッド、大型家具等 3,000円</p> <p>④容量及び重量が多く収集効率が極めて悪いもの 応接セット、ベッド(ダブル) 4,000円</p> |
| | ①容量及び重量が比較的少なく収集効率が良いもの 自転車、いす等 1,000円 | ① 自転車、ストーブ等 500円 | ① 自転車、いす等 500円 | ①容量及び重量が比較的少なく収集効率が良いもの 自転車、いす等 500円 | |
| | ②容量及び重量が標準的なもの ステレオ、机、家具等 2,000円 | ② ステレオ、テレビ、家具等 1,000円 | ② ステレオ、机、家具等 1,000円 | ②容量及び重量が標準的なもの ステレオ、机、家具等 1,000円 | |
| | ③容量及び重量が比較的多く収集効率が悪いもの ベッド、大型家具等 3,000円 | ③ ベッド、大型家具等 3,000円 | ③ ベッド、大型家具等 2,000円 | ③容量及び重量が比較的多く収集効率が悪いもの ベッド、大型家具等 2,000円 | |
| ④容量及び重量が多く収集効率が極めて悪いもの 応接セット、ベッド(ダブル) 4,000円 | | ④ 応接セット、ベッド(ダブル) 3,000円 | ④容量及び重量が多く収集効率が極めて悪いもの 応接セット、ベッド(ダブル) 3,000円 | ④容量及び重量が多く収集効率が極めて悪いもの 応接セット、ベッド(ダブル) 4,000円 | |

| 項目 | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|------------|--|---|--------------|--|--|
| | 栃木市 | 大平町 | 藤岡町 | 都賀町 | |
| 粗大ごみ手数料 | ⑤特定家庭用機器再商品化法 第2条第4項に規定する特定家庭用機器 ア テレビ (25インチ未満) 1,900円 (25インチ以上) 3,200円 イ 洗濯機 2,000円 ウ 冷蔵庫 (300リットル未満) 2,700円 (300リットル以上) 3,900円 エ エアコン 3,400円 | | | ⑤特定家庭用機器再商品化法 第2条第4項に規定する特定家庭用機器 ア テレビ (25インチ未満) 1,900円 (25インチ以上) 3,200円 イ 洗濯機 2,100円 ウ 冷蔵庫 (300リットル未満) 2,700円 (300リットル以上) 3,900円 エ エアコン 3,400円 | ⑤特定家庭用機器再商品化法第2条第4項に規定する特定家庭用機器 ア テレビ (16インチ未満) 1,000円 (16インチ以上) 2,000円 (32インチ以上) 3,000円 イ 洗濯機・乾燥機 2,000円 ウ 冷蔵庫 (151リットル未満) 2,000円 (151リットル以上) 3,000円 (300リットル以上) 4,000円 エ エアコン 3,000円 |
| 農業関係 証明手数料 | 農用地証明 200円 登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の所得についての証明 200円 | 農用地証明 200円 登録免許税の税率の軽減措置に係る土地の所得についての証明 200円 | 農業証明手数料 200円 | 無料 | 農業証明手数料 新市におけるその他手数料の額(1件につき200円) |

| 項目 | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 | |
|-----------------------|---|-----------------|-----------|-----|--|--|
| | 栃木市 | 大平町 | 藤岡町 | 都賀町 | | |
| 長期優良住宅関係手数料 | 1. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項又は第3項の規定に基づく認定 | | 栃木県で対応 | | 手数料については、3町の認定を所管している栃木県の例を準用し、新市全体に適用する。(P15別紙のとおり) | |
| | 1) 長期優良住宅建築等計画の認定 (単位: 円) | | | | | |
| | 一戸建て住宅 | 45,000 | | | | |
| | 共同住宅等 | 全体戸数が5戸以内 | 107,000 | | | |
| | | ” 5戸を超え10戸以内 | 171,000 | | | |
| | | ” 10戸を超え30戸以内 | 337,000 | | | |
| | | ” 30戸を超え50戸以内 | 605,000 | | | |
| | | ” 50戸を超え100戸以内 | 1,041,000 | | | |
| | | ” 100戸を超え200戸以内 | 1,923,000 | | | |
| | | ” 200戸を超えるもの | 2,742,000 | | | |
| | 2) 同法第6条第2項の申し出の審査 | | | | | |
| | ア 建築基準法第6条第1項の規定に基づく審査 | 床面積30㎡以内 | 5,000 | | | |
| | | ” 30㎡を超え100㎡以内 | 9,000 | | | |
| | | ” 100㎡を超え200㎡以内 | 14,000 | | | |
| | | ” 200㎡を超え500㎡以内 | 19,000 | | | |
| ” 500㎡を超え1,000㎡以内 | | 34,000 | | | | |
| ” 1,000㎡を超え2,000㎡以内 | | 48,000 | | | | |
| ” 2,000㎡を超え10,000㎡以内 | | 140,000 | | | | |
| ” 10,000㎡を超え50,000㎡以内 | | 240,000 | | | | |
| ” 50,000㎡を超えるもの | | 460,000 | | | | |

| 項目 | 現 況 | | | 具体的な調整結果 | | |
|--------------------------------------|--------------------------------|---|--|----------|-----|-----|
| | 栃木市 | | | | 大平町 | 藤岡町 |
| イ 建築基準法第6条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定 | 床面積の合計 | 建築物の構造方法が国土交大臣の認定を受けたプログラムによって確かめられる安全性を有する場合 | 建築物の構造方法が国土交大臣の認定を受けたプログラム以外の方法によって確かめられる安全性を有する場合 | | | |
| | 1,000 m ² 以内 | 115,350 | 166,800 | | | |
| | 1,000 m ² 超 | | | | | |
| | 2,000 m ² 以内 | 143,700 | 222,450 | | | |
| | 2,000 m ² 超 | | | | | |
| | 10,000 m ² 以内 | 157,350 | 255,000 | | | |
| | 10,000 m ² 超 | | | | | |
| | 50,000 m ² 以内 | 199,350 | 336,900 | | | |
| | 50,000 m ² 超 | 337,950 | 619,350 | | | |
| | ウ 建築基準法第87条の2の規定に基づく建築設備に関する審査 | 種 類 | | 1基につき | | |
| 建築設備（小荷物専用昇降機以外） | | 9,000 | | | | |
| 小荷物専用昇降機 | | 4,000 | | | | |
| 2. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定 | | | | | | |
| 1. の欄に規定する額を当該申請の認定申請対象戸数で除した額 | | | | | | |

| 項目 | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------------|------------------------------|---|-------|----------------------|----------------------|---|--|-----------------------------|--------------------------------|--|------------------------------|------------------|-------|-----------------------|-------|--|----------|-------|--|---------------|-------|----------------------------------|--|--|--|--|
| | 栃木市 | 大平町 | 藤岡町 | 都賀町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>3. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定</p> <p>1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けた場合</p> <table border="1" data-bbox="324 475 1182 1145"> <tr> <td>長期優良住宅建築等計画の変更認定申請の審査</td> <td colspan="3">1の1) に規定する額の2分の1の額</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">法第6条第2項の規定に基づく申し出の審査</td> <td>建築基準法第6条第1項の規定に基づく審査</td> <td colspan="2">床面積(計画の変更に係る部分にあっては変更に係る床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては増加する部分の床面積) に応じて、1. の2) アに規定する額</td> </tr> <tr> <td>建築基準法第6条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定</td> <td colspan="2">変更又は増加する床面積に応じて、1. の2) イに規定する額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">建築基準法第87条の2の規定に基づく建築設備に関する審査</td> <td>建築設備(小荷物専用昇降機以外)</td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>建築設備の計画変更(小荷物専用昇降機以外)</td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小荷物専用昇降機</td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td></td> <td>小荷物専用昇降機の計画変更</td> <td>3,000</td> </tr> </table> <p>2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定を受けた場合</p> <table border="1" data-bbox="324 1241 1182 1289"> <tr> <td>1) の欄に規定する額を当該変更申請の認定申請対象戸数で除した額</td> </tr> </table> | 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請の審査 | 1の1) に規定する額の2分の1の額 | | | 法第6条第2項の規定に基づく申し出の審査 | 建築基準法第6条第1項の規定に基づく審査 | 床面積(計画の変更に係る部分にあっては変更に係る床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては増加する部分の床面積) に応じて、1. の2) アに規定する額 | | 建築基準法第6条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定 | 変更又は増加する床面積に応じて、1. の2) イに規定する額 | | 建築基準法第87条の2の規定に基づく建築設備に関する審査 | 建築設備(小荷物専用昇降機以外) | 9,000 | 建築設備の計画変更(小荷物専用昇降機以外) | 5,000 | | 小荷物専用昇降機 | 4,000 | | 小荷物専用昇降機の計画変更 | 3,000 | 1) の欄に規定する額を当該変更申請の認定申請対象戸数で除した額 | | | | |
| | 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請の審査 | 1の1) に規定する額の2分の1の額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 法第6条第2項の規定に基づく申し出の審査 | 建築基準法第6条第1項の規定に基づく審査 | 床面積(計画の変更に係る部分にあっては変更に係る床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあっては増加する部分の床面積) に応じて、1. の2) アに規定する額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 建築基準法第6条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定 | 変更又は増加する床面積に応じて、1. の2) イに規定する額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 建築基準法第87条の2の規定に基づく建築設備に関する審査 | 建築設備(小荷物専用昇降機以外) | 9,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 建築設備の計画変更(小荷物専用昇降機以外) | 5,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 小荷物専用昇降機 | 4,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 小荷物専用昇降機の計画変更 | 3,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1) の欄に規定する額を当該変更申請の認定申請対象戸数で除した額 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別紙

(単位：円)

1. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項又は第3項の規定に基づく認定

1) 長期優良住宅建築等計画の認定

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があった場合

イ ア以外の場合

| | | |
|--------|-----------------|---------|
| 一戸建て住宅 | | 18,000 |
| 共同住宅等 | 全体戸数が5戸以内 | 35,000 |
| | 〃 5戸を超え10戸以内 | 57,000 |
| | 〃 10戸を超え30戸以内 | 100,000 |
| | 〃 30戸を超え50戸以内 | 177,000 |
| | 〃 50戸を超え100戸以内 | 306,000 |
| | 〃 100戸を超え200戸以内 | 563,000 |
| | 〃 200戸を超えるもの | 790,000 |

| | | |
|--------|-----------------|-----------|
| 一戸建て住宅 | | 45,000 |
| 共同住宅等 | 全体戸数が5戸以内 | 107,000 |
| | 〃 5戸を超え10戸以内 | 171,000 |
| | 〃 10戸を超え30戸以内 | 337,000 |
| | 〃 30戸を超え50戸以内 | 605,000 |
| | 〃 50戸を超え100戸以内 | 1,041,000 |
| | 〃 100戸を超え200戸以内 | 1,923,000 |
| | 〃 200戸を超えるもの | 2,742,000 |

2) 同法第6条第2項の申し出の審査

| | | | | |
|-------------------------------|---------------------|---|-----------------------|--|
| ア 建築基準法第6条第1項の規定に基づく審査 | 床面積30㎡以内 | 5,000 | 〃 1,000㎡を超え2,000㎡以内 | 48,000 |
| | 〃 30㎡を超え100㎡以内 | 9,000 | 〃 2,000㎡を超え10,000㎡以内 | 140,000 |
| | 〃 100㎡を超え200㎡以内 | 14,000 | 〃 10,000㎡を超え50,000㎡以内 | 240,000 |
| | 〃 200㎡を超え500㎡以内 | 19,000 | 〃 50,000㎡を超えるもの | 460,000 |
| | 〃 500㎡を超え1,000㎡以内 | 34,000 | | |
| イ 建築基準法第6条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定 | 床面積の合計 | 建築物の構造方法が国土交大臣の認定を受けたプログラムによって確かめられる安全性を有する場合 | | 建築物の構造方法が国土交大臣の認定を受けたプログラム以外の方法によって確かめられる安全性を有する場合 |
| | 1,000㎡以内 | 115,350 | | 166,800 |
| | 1,000㎡を超え2,000㎡以内 | 143,700 | | 222,450 |
| | 2,000㎡を超え10,000㎡以内 | 157,350 | | 255,000 |
| | 10,000㎡を超え50,000㎡以内 | 199,350 | | 336,900 |
| | 50,000㎡を超えるもの | 337,950 | | 619,350 |

| | | |
|--------------------------------|------------------|-------|
| ウ 建築基準法第87条の2の規定に基づく建築設備に関する審査 | 種 類 | 1基につき |
| | 建築設備（小荷物専用昇降機以外） | 9,000 |
| | 小荷物専用昇降機 | 4,000 |

2. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定

1. の欄に規定する額を当該申請の認定申請対象戸数で除した額

3. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定

1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けた場合

| | | | |
|-----------------------|------------------------------|--|-------|
| 長期優良住宅建築等計画の変更認定申請の審査 | 1の1) に規定する額の2分の1の額 | | |
| 同法第6条第2項の規定に基づく申し出の審査 | 建築基準法第6条第1項の規定に基づく審査 | 床面積（計画の変更に係る部分にあつては変更に係る床面積の2分の1、床面積の増加する部分にあつては増加する部分の床面積）に応じて、1. の2) アに規定する額 | |
| | 建築基準法第6条第5項の規定に基づく構造計算適合性判定 | 変更又は増加する床面積に応じて、1. の2) イに規定する額 | |
| | 建築基準法第87条の2の規定に基づく建築設備に関する審査 | 建築設備（小荷物専用昇降機以外） | 9,000 |
| | | 建築設備の計画変更（小荷物専用昇降機以外） | 5,000 |
| 小荷物専用昇降機 | | 4,000 | |
| | 小荷物専用昇降機の計画変更 | 3,000 | |

2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第2項の規定に基づく認定を受けた場合

1) の欄に規定する額を当該変更申請の認定申請対象戸数で除した額

【合併協定項目 2 4】 諮問機関の取扱い

調整の方針

- ・ 新市において引き続き設置の必要がある諮問機関については、合併時に再編又は統合する。
- ・ 新市において引き続き設置の必要がある諮問機関で、委員構成、所掌事項等の調整に時間を要する諮問機関については、合併時は現行のとおりとし、合併後に再編又は統合する。
- ・ 新市の一部地域等に機能する諮問機関については、現行のとおり存続する。
- ・ 新市においてあらためて設置を検討する諮問機関については、合併後に必要に応じて再編する。
- ・ 所期の目的を達成したもの、機能を他の諮問機関に統合する諮問機関については、合併時に廃止する。

合併時に再編するもの

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|--|--|---|--|--|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 1 | 栃木市情報公開審査会 ・ 5人以内 ・ 弁護士 1人 ・ 大学教授 2人 ・ 学識経験者 2人 ・ 任期 2年 | 大平町情報公開審査会 ・ 5人以内 ・ 弁護士 1人 ・ 大学教授 1人 ・ 学識経験者 3人 ・ 任期 2年 | 藤岡町情報公開審査会 ・ 5人以内 ・ 識見を有する者 5人 ・ 任期 2年 | 都賀町情報公開審査会 ・ 5人以内 ・ 司法書士 1人 ・ 学識経験者 4人 ・ 任期 2年 | 情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員構成が各市町同一であるので、合併時にこれらの審査会を統合し、情報公開・個人情報保護審査会として設置する。 委員については、学識経験者5人以内、任期については2年とする。 |
| 2 | 栃木市個人情報保護審査会 ・ 5人以内 ・ 弁護士 1人 ・ 大学教授 2人 ・ 学識経験者 2人 ・ 任期 2年 | 大平町個人情報保護審査会 ・ 5人以内 ・ 弁護士 1人 ・ 大学教授 1人 ・ 学識経験者 3人 ・ 任期 2年 | 藤岡町個人情報保護審査会 ・ 5人以内 ・ 任期 2年 | 都賀町個人情報保護審査会 ・ 5人以内 ・ 司法書士 1人 ・ 学識経験者 4人 ・ 任期 2年 | |

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|--|---|--|--|---|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 3 | 栃木市指定管理者選定委員会 ・10人以内 ・弁護士 1人 ・大学教授 2人 ・学識経験者 1人 ・副市長 1人 ・市職員 2人 ・任期 2年 | 大平町指定管理者選定委員会 ・学識経験者及び当該公の施設に関し専門的知識を有する者 若干人 ・副町長 1人 ・町職員 5人 ・任期 随時 | 藤岡町公の施設に係る指定管理者選定委員会 ・6名 ・副町長 1人 ・教育長 1人 ・町職員 4人 ・任期 2年 | 都賀町指定管理者選定委員会 ・7人以内 ・学識経験者 4人以内 ・総務課長、政策財務課長及び対象となる公の施設を所管する長 3人 ・任期 1年 | 合併時に指定管理者選定委員会を設置する。 委員については、次に掲げる者のうちから10人以内、任期については2年とする。 【委員構成】 ・学識経験者 ・副市長及び市職員 ・市長が認める者 |
| 4 | 栃木市防災会議 ・会長 市長 ・委員 35人以内 ・委員構成 ・特定地方行政機関の職員 ・栃木県の職員 ・栃木県警察の警察官 ・副市長 ・市職員 ・教育長 ・消防長及び消防団長 ・指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 ・任期 2年 | 大平町防災会議 ・会長 町長 ・委員 40人以内 ・委員構成 ・特定地方行政機関の職員 ・栃木県の職員 ・栃木県警の警察官 ・副町長 ・町職員 ・教育長 ・消防長及び消防団長 ・指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 ・任期 2年 | 藤岡町防災会議 ・会長 町長 ・委員 30人以内 ・委員構成 ・特定地方行政機関の職員 ・栃木県の職員 ・藤岡警察署長 ・副町長 ・町職員 ・教育長 ・消防長及び消防団長 ・指定公共機関又は指定地方公共機関職員 ・任期 2年 | 都賀町防災会議 ・会長 町長 ・委員構成 ・指定地方行政機関の職員 ・栃木県の職員 ・栃木県警察の警察官 ・町職員 ・教育長 ・消防団長 ・指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 ・任期 2年 | 合併時に、新市の地域並びに住民の生命、身体、及び財産を災害から保護するために、地域防災計画を策定・実施する防災会議を設置する。 なお、防災会議の委員に、国交省利根川上流河川事務所藤岡出張所長、同じく渡良瀬川河川事務所佐野河川出張所長及び消防団副団長（方面隊長）を加え、防災会議において、水防計画及び水防に関する重要事項についても審議することとする。 委員については45人以内とし、任期は2年とする。 【会長】 市長 【委員構成】 ・特定地方行政機関の職員 ・陸上自衛隊第12特科隊の代表 ・栃木県の職員 ・栃木県警察の警察官 ・副市長 ・教育長 ・市職員 ・消防長 ・消防次長 ・消防団正副団長 ・指定公共機関又は指定地方公共機関職員 ・女性団体の代表 |

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|---|--|---|---|--|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 5 | <p>該当なし</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災会議において、水防計画について審議している。(19年度から) | <p>大平町水防協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 町長 ・委員 若干名 ・委員構成 <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関の職員 ・水防に関係ある団体の代表者 ・学識経験者 | <p>藤岡町水防協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 町長 ・委員構成 <ul style="list-style-type: none"> ・議会議員 ・消防団(分団長以上) ・特定地方行政機関の職員 ・藤岡警察署長 ・栃木消防藤岡分署長 ・副町長 ・町職員 ・任期 2年 | <p>都賀町水防協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 町長 ・委員 18人以内 ・委員構成 <ul style="list-style-type: none"> ・関係行政機関の職員及び町職員 ・水防に関係のある団体の代表者 ・学識経験者 ・任期 <ul style="list-style-type: none"> ・当該職にある期間 ・学識経験者は2年 | <p>3町において、水防協議会において審議していた水防計画その他水防に関する重要事項については、合併時に、防災会議において審議する。(水防法第32条第2項)</p> <p>なお、水防に関しては、消防団等の連携を図るための会議を開催する。</p> |
| 6 | <p>栃木市国民保護協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 市長 ・委員 35人以内 ・委員構成 <ul style="list-style-type: none"> ・特定地方行政機関の職員 ・栃木県の職員 ・栃木県警察の警察官 ・副市長 ・市職員 ・教育長 ・消防長及び消防団長 ・指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 ・任期 2年 | <p>大平町国民保護協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 町長 ・委員 40人以内 | <p>藤岡町国民保護協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 町長 ・委員 30人以内 ・委員構成 <ul style="list-style-type: none"> ・特定地方行政機関の職員 ・栃木県の職員 ・藤岡警察署長 ・指定公共機関又は指定地方公共機関職員 ・消防長 ・副町長 ・教育長 ・町職員 ・学識経験者 ・任期 2年 | <p>都賀町国民保護協議会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長 町長 ・委員 25人以内 ・任期 <ul style="list-style-type: none"> 当該専門の事項に関する調査終了まで | <p>新市の区域に係る国民保護のための措置に関し、広く住民の意見を求め、新市の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するために、国民保護協議会を設置する。</p> <p>委員及び任期については、防災会議と同じとする。</p> |

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|--|---|--|---|---|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 7 | 栃木市交通安全対策会議 ・ 12人以内 ・ 市長（会長） ・ 国の関係地方行政機関の職員（1人） ・ 栃木県の職員（2人以内） ・ 栃木警察署署長 ・ 市職員（5人以内） ・ 教育長 ・ 消防長 | 大平町交通安全対策会議 ・ 5人 ・ 町長（会長） ・ 町議会議長 ・ 教育長 ・ 栃木警察署長 ・ 町交通安全協会長 | 藤岡町交通安全対策会議 ・ 8人 ・ 町長（会長） ・ 栃木県職員（1人） ・ 藤岡警察署長 ・ 部内の職員（3人） ・ 教育長 ・ 消防団長 | 都賀町交通安全対策会議 ・ 6人 ・ 町長（会長） ・ 町議会議長 ・ 教育長 ・ 栃木土木事務所長 ・ 栃木警察署長 ・ 町交通安全協会長 | 合併時に、交通安全対策会議を設置する。 委員については次のとおりとし、15人以内とする。 【委員構成】 ・ 市長（会長） ・ 国の関係地方行政機関の職員（1人） ・ 県の職員（2人以内） ・ 市域を管轄する警察署の署長 ・ 教育長 ・ 消防長 ・ 交通安全協会連絡会会長 ・ 市職員（5人以内） |
| 8 | 栃木市地域公共交通会議 ・ 委員（20人以内） ・ 住民及び利用者の代表 ・ 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ・ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ・ 関東運輸局栃木運輸支局長又はその指名する者 ・ 道路管理者 ・ 栃木警察署長又はその指名する者 ・ 学識経験者 ・ 栃木市長が指名する職員その他交通会議が必要と認める者 | — | — | — | 合併時に、地域公共交通会議を設置する。 委員については、次に掲げる者とし、25人以内、任期については2年とする。 【委員構成】 ・ 住民及び利用者の代表 ・ 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体 ・ 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体 ・ 関東運輸局栃木運輸支局長又はその指名する者 ・ 道路管理者 ・ 市域を管轄する警察署の署長又はその指名する者 ・ 学識経験者 ・ 市職員 ・ その他公共交通会議が必要と認める者 |

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|--|--|--|---|---|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 9 | 栃木市賞じゅつ金等審査委員会 ・委員 5 人 ・委員構成 ・副市長 ・消防長 ・消防団長 ・市医 ・学識経験者 ・任期 学識経験者のみ 2 年 | 大平町賞じゅつ金等審査委員会 ・委員構成 ・町長 ・総務課長 ・町議会議長 ・消防関係を担当する町議会常任委員の職に在る者 ・消防団長 ・消防分団長（ただし、授与の対象となる者が消防団員である場合における当該消防分団長に限る） | 藤岡町賞じゅつ金等審査委員会 ・委員構成 ・町長 ・副町長 ・町議会議長 ・消防関係を担当する町議会常任委員長の職に在る者 ・消防団長 ・消防分団長（ただし、授与の対象となる者が消防団員である場合における当該消防分団長に限る） | 都賀町賞じゅつ金等審査委員会 | 合併時に、賞じゅつ金等審査委員会を設置する。 委員については 8 人以内とし、学識経験者の委員の任期は 2 年とする。 【委員構成】 ・副市長 ・消防長 ・市医 ・学識経験者 ・消防団長 ・消防団方面隊長（ただし、審査対象となる者が消防団員である場合における、その者の属する方面隊長に限る。） |
| 10 | 栃木市特別職報酬等審議会 ・10 人以内 ・市の区域内の公共的団体の代表者 その他住民 ・任期 諮問にかかる審議終了まで | 大平町議員報酬及び特別職給料審議会 ・5 人 ・町の区域の公共団体の代表者 その他住民 ・任期 諮問にかかる審議終了まで | 藤岡町特別職報酬等審議会 ・5 人 ・町の区域内の公共的団体等の代表者、 その他住民 ・任期 諮問にかかる審議終了まで | 都賀町特別職報酬等審議会 ・10 人以内 ・町の区域内の公共的団体等の代表者 その他住民 ・任期 諮問にかかる審議終了まで | 合併時に、特別職報酬等審議会を設置する。 委員については、次に掲げる者のうちから 10 人以内とし、任期については諮問にかかる審議終了までとする。 【委員構成】 ・市の区域内の公共的団体の代表者 ・その他住民 |
| 11 | 栃木市公務災害補償等認定委員会 ・5 人 ・学識経験を有する者 ・任期 3 年 | 大平町公務災害補償等認定委員会 ・5 人 ・学識経験を有する者 ・任期 3 年 | 藤岡町公務災害補償等認定委員会 ・5 人 ・学識経験を有する者 ・任期 3 年 | 都賀町公務災害補償等認定委員会 ・5 人 ・学識経験を有する者 ・任期 3 年 | 合併時に、公務災害補償等認定委員会を設置する。 委員については 5 人、任期について 3 年とする。 【委員構成】 ・学識経験を有する者 |

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|--|---|---|--|--|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 12 | 栃木市公務災害補償等審査会 ・ 3人 ・ 学識経験を有する者 ・ 任期3年 | 大平町公務災害補償等審査会 ・ 3人 ・ 学識経験を有する者 ・ 任期3年 | 藤岡町公務災害補償等審査会 ・ 3人 ・ 学識経験を有する者 ・ 任期3年 | 都賀町公務災害補償等審査会 ・ 3人 ・ 学識経験を有する者 ・ 任期3年 | 合併時に、公務災害補償等審査会を設置する。 委員については3人、任期については3年とする。 【委員構成】 ・ 学識経験を有する者 |
| 13 | 栃木市職員懲戒審査委員会 ・ 5人 ・ 市職員2人 ・ 議会の同意を得た学識者3名 ・ 任期2年 | — | — | — | 合併時に、職員懲戒審査委員会を設置する。 委員については、次に掲げる者の内訳により5人、任期については2年とする。 【委員構成】 ・ 市職員 2人 ・ 議会の同意を得た学識者 3人 |
| 14 | 栃木市職員安全衛生管理委員会 ・ 9人 ・ 委員長（副市長） ・ 委員（総務部長、教育次長） ・ 委員（産業医、衛生管理者、職員団体推薦者4人） ・ 任期 職員団体推薦者は2年 | 大平町職員安全衛生管理委員会 ・ 9人 ・ 委員長（副町長） ・ 委員（産業医、衛生管理者、総務課長、管財課長、職員団体推薦者4人） ・ 任期 産業医、衛生管理者、職員団体推薦者は2年 | 藤岡町職員安全衛生管理委員会 ・ 10人 ・ 委員長（副町長） ・ 委員（産業医、衛生管理者、総務企画課、健康増進課長、職員団体推薦者4人） ・ 任期 産業医、衛生管理者、職員団体推薦者は2年 | 都賀町職員安全衛生管理委員会 ・ 7人 ・ 委員長（総務課長） ・ 委員（産業医、衛生管理者、職員団体推薦者4人） ・ 任期 衛生管理者、職員団体推薦者は2年 | 合併時に、職員安全衛生管理委員会を設置する。 委員については17人、任期については、職員団体推薦者は2年とする。 【委員構成】 ・ 安全衛生管理責任者 ・ 衛生管理者のうちから安全衛生管理責任者が指名した者 ・ 総務部長、施設管理部長及び教育次長の職にある者 ・ 産業医のうちから安全衛生管理責任者が指名した者 ・ 安全又は衛生に関し経験を有する職員のうちから安全衛生管理責任者が指名した者11人（職員団体の推薦者8人） |

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|---|--|--|--|--|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 15 | 栃木市入札適正化委員会 ・ 4人以内 ・ 大学教授 2人 ・ 市顧問弁護士 1人 ・ 市固定資産評価審査委員会委員 1人 ・ 任期 2年 (平成20年4月1日～22年3月31日) | — | — | — | 合併時に入札適正化委員会を設置する。 委員については、学識経験者4人以内、任期については、2年とする。 |
| 16 | 栃木市国民健康保険運営協議会 ・ 定数 17人 被保険者代表 5人 保険医又は薬剤師 5人 公益代表 5人 被用者保険等保険者代表 2人 ・ 任期 2年 | 大平町国民健康保険運営協議会 ・ 定数 12人 被保険者代表 4人 保険医又は薬剤師 4人 公益代表 4人 ・ 任期 2年 | 藤岡町国民健康保険運営協議会 ・ 定数 12人 被保険者代表 4人 保険医又は薬剤師 4人 公益代表 4人 ・ 任期 2年 | 都賀町国民健康保険運営協議会 ・ 定数 12人 被保険者代表 4人 保険医又は薬剤師 4人 公益代表 4人 ・ 任期 2年 | 合併時に再編する。 定数等は、次のとおりとする ・ 定数 18人 被保険者代表 6人 保険医又は薬剤師 6人 公益代表 6人 ・ 任期 2年 |
| 17 | 栃木市環境審議会 | 大平町環境審議会 | 藤岡町環境審議会 | 都賀町環境対策審議会 | 合併時に栃木市の制度に統一する。委員の数は15人とする。 |
| 18 | — | 大平町障害者地域自立支援協議会 委員 16名 | 藤岡町地域自立支援協議会 委員 12名 | — | 合併時は、福祉トータルサポートセンターの組織で対応することとし、新たな組織を検討する。 |

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|----------------------------|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|---|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 19 | 栃木市民生委員推薦会 委員 7人 | 大平町民生委員推薦会 委員 14人以内 | 藤岡町民生委員推薦会 委員 14人 | 都賀町民生委員推薦会 委員 7人 | 合併時に再編する。 ・委員定数 14人以内 市議会の議員 民生委員 社会福祉事業の実施に関係のある者 市の区域を単位とする社会福祉関係団体の代表者 教育に関係のある者 市行政機関の職員 学識経験を有する者 ・任期 3年 |
| 20 | 栃木市老人ホーム入所判定委員会 委員 5人 | 大平町老人ホーム入所判定委員会 委員 適宜 | 藤岡町老人ホーム入所判定委員会 委員 適宜 | 都賀町老人ホーム入所判定委員会 委員 適宜 | 合併時に再編する。 ・委員 5人 高齢福祉課長、医師(2人)、老人福祉施設関係者(2人) ・任期 2年 |
| 21 | 栃木市地域密着型サービス運営委員会 委員 9人 | 大平町地域密着型サービス運営委員会 委員 10人 | — | — | 合併時に再編する。 介護保険運営協議会に一体化する。 |
| 22 | 栃木市介護保険運営協議会 委員 10人 | — | 藤岡町介護保険運営協議会 委員 15人 | 都賀町介護保険運営協議会 委員 10人 | 合併時に再編する。 地域密着型サービス運営委員会及び包括支援センター運営委員会を含み一体化した組織編成とする。 ・委員 10人 学識経験者(医師を含む2人)、介護保険被保険者(公募による3人)、介護保険サービス事業者及び従事者(2人)、介護支援専門員(2人)、民生委員代表(1人) ・任期 3年 初年度は23年度までとする。 |

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------|-----------------------|---|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 23 | 栃木市介護認定審査会 委員 40人 | 大平町介護認定審査会 委員 12人 | 藤岡町介護認定審査会 委員 13人 | 都賀町介護認定審査会 委員 10人 | 合併時に再編する。 ・委員 56人 医師、保健師、看護師、社会福祉士、介護支援専門員等 ・任期 2年 管理は本庁にて実施 |
| 24 | 栃木市障がい程度区分審査会 委員 6人 | 大平町障害者介護給付費等審査会 委員 10人以内 | 藤岡町障害程度区分審査会 委員 5人 | 都賀町障害程度区分審査会 委員 5人 | 合併時に再編する。 ・定数 10人 医師、社会福祉士、障がい福祉サービス事業者等 ・任期 2年 |
| 25 | 栃木市地域包括支援センター運営協議会 委員 9人 | 大平町地域包括支援センター運営協議会 委員 9人 | — | — | 合併時に再編する。 介護保険運営協議会に一体化する。 |
| 26 | 栃木市障がい児保育審査会 委員定数 なし | — | — | — | 新市において審査会を置く。なお、名称は新たに検討する。 ・委員定数 なし ・委員長 福祉事務所長 ・委員 栃木県県南児童相談所長又は同所長が派遣した職員 旧市町の保育所長の代表 6人以内 家庭相談員 臨床心理士又は心理士の資格を有する者 |

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|------------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------|--|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 27 | 栃木市放課後児童健全育成事業運営委員会 委員19人 | — | — | — | 新市において栃木市の例を基に委員会を置く。 ・委員 保健福祉部長 教育次長 実施校の小中学校長 7人以内 実施校の対象児童会の保護者の代表 7人以内 ・任期 2年 |
| 28 | 栃木市児童館運営委員会 委員8人 | 大平町児童館運営委員会 委員9人 | — | — | 新市において委員会を置く。 ・委員6人 小学校長 1人 中学校長 1人 高等学校長 1人 子供育成会連絡協議会 1人 民生委員児童委員協議会 1人 PTA連合会 1人 ・任期 2年 |
| 29 | 栃木市予防接種委員会 委員12人 | 大平町予防接種健康被害調査委員会 委員10人 | 藤岡町予防接種健康被害調査委員会 委員10人 | 都賀町予防接種委員会 委員10人 | 新市において予防接種委員会を設置する。 ・委員15人以内 医師会長 小児科医 5人 内科医 3人 県南健康福祉センター 教育委員会関係 保健福祉部長 ・任期 2年 |

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|--|--|--|---|---|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 30 | 栃木市中小企業融資振興会 委員 市(部長)、保証協会 | 大平町中小企業融資振興会 委員 11 人 町(2 役)、議会、商工会、金融機関、保証協会 | 藤岡町中小企業融資振興会 委員 6 人 町(2 役)、商工会、金融機関、保証協会 | — | 合併時に委員構成を再編する。 委員の数は、7 人以内とする。 (市、会議所、商工会、保証協会) |
| 31 | 栃木市農業経営改善計画審査会 ・「認定農業者」を認定するにあたり、「栃木市農業経営基盤強化基本構想に即しているかを審査する。 ・12 人 ・県、J A、農業委員会、市職員 | 大平町農業経営改善計画審査会 ・「認定農業者」を認定するにあたり、「大平町農業経営基盤強化基本構想に即しているかを審査する。 ・11 人 ・県、J A、農業委員会、町職員 | 該当なし ※審査会を設けていないが、「藤岡町農業経営基盤強化基本構想」に即した計画を作成できるように農業に対し農業経営改善事前指導会を行い指導並びに審査を行っている。 ・14 人 ・県、J A、農業委員会、町職員、町農業公社、認定農業者協議会 | 都賀町農業経営改善計画審査会 ・「認定農業者」を認定するにあたり、「都賀町農業経営基盤強化基本構想に即しているかを審査する。 ・18 人 ・県、J A、農業委員会、町職員 | 合併時に新市審査会を発足する。 ・14 人以内 ・県、J A、農業委員会、市等 |
| 32 | 栃木市特別融資制度推進会議 ・農業関係資金の適正かつ円滑な融資運営のための、資金利用計画の認定及び指導・助言等 ・8 人 ・日本政策金融公庫、県、農業委員会、J A、市等 | 大平町特別融資制度推進会議 ・農業関係資金の適正かつ円滑な融資運営のための、資金利用計画の認定及び指導・助言等 ・9 人 ・日本政策金融公庫、県、農業委員会、J A、町等 | 藤岡町特別融資制度推進会議 ・農業関係資金の適正かつ円滑な融資運営のための、資金利用計画の認定及び指導・助言等 ・9 人 ・日本政策金融公庫、県、農業委員会、J A、町等 | 都賀町特別融資制度推進会議 ・農業関係資金の適正かつ円滑な融資運営のための、資金利用計画の認定及び指導・助言等 ・11 人 ・日本政策金融公庫、県、農業委員会、J A、町等 | 合併時に新市推進会議を発足する。 ・11 人以内 ・日本政策金融公庫、県、農業委員会、J A、市等 |

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|--|--|---|--|---|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 33 | <p>該当なし</p> <p>※協議会等は設けていないが、関係機関・団体に意見を求め、総合的見地から市としての考えを決定している。</p> <p>・農業委員会、J A、土地改良区及び都市計画課</p> | <p>大平町農業振興促進協議会</p> <p>・農業振興地域整備計画の策定及び変更に関する調査・審議</p> <p>・10人</p> <p>・農業委員、J A、農業共済、土地改良区の代表及び学識経験者</p> | <p>藤岡町農業振興地域促進協議会</p> <p>・農業振興地域整備計画の策定及び変更に関する調査・審議</p> <p>・17人</p> <p>・農業委員、J A、土地改良区の代表及び学識経験者</p> | <p>都賀町農業振興地域促進協議会</p> <p>・農業振興地域整備計画の策定及び変更に関する調査・審議</p> <p>・20人</p> <p>・農業委員、J A、農業共済、土地改良区の代表及び学識経験者</p> | <p>合併時に新市推進会議を発足する。</p> <p>・18人以内</p> <p>・農業委員、J A、農業共済、土地改良区の代表等</p> |
| 34 | <p>栃木市都市計画審議会委員 13人</p> | <p>大平町都市計画審議会委員 12人</p> | <p>藤岡町都市計画審議会委員 13人</p> | <p>都賀町都市計画審議会委員 14人</p> | <p>合併時に栃木市の制度を基準に再編する。</p> <p>委員の数は、16人以内とする。</p> |

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|--|--|------------------------|----------------------|--|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 35 | 栃木市上下水道事業調査委員会 15人 | | | 都賀町上水道事業審議会 15人 | <ul style="list-style-type: none"> 合併時に栃木市上下水道事業調査委員会に統合する。 事業は、次のとおりとする。 |
| 36 | | 大平町公共料金審議会 12人 | 藤岡町水道料金審議会 12人 | 都賀町上、下水道料金審議会 12人 | <ol style="list-style-type: none"> 上下水道事業の計画に関する調査検討 水道料金、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料の改定に関すること。 その他上下水道事業及び農業集落排水事業に関する必要な事項 |
| 37 | | 大平町公共下水道使用料等審議会 12人 | 藤岡町公共下水道使用料等審議会 12人 | 都賀町上、下水道料金審議会 12人 | <ul style="list-style-type: none"> 組織については、学識経験者及び有識者のなかから市長が委嘱する。市長が必要と認めた者 定数及び任期については、委員定数は15人、任期は2年、最初に委嘱された委員は、平成24年3月31日までとする。 |
| 38 | 栃木市立小中学校学区審議会 学識経験者 2人 自治会役員 2人 PTA役員 2人 小中学校長 2人 合計 8人 | 大平町立小中学校学区審議会 町議会議員 自治会代表 PTA連絡協議会 小中学校長 合計 10人 | — | — | 栃木市立小中学校学区審議会 自治会推薦 小中学校長 PTA代表 市議会議員 合計 10人以内 |

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|--|---|---|---|---|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 39 | 栃木市奨学生選考委員会 教育委員長 教育長 教育次長 中学校長会代表 栃木支部高等学校長代表 計 5 人 | — | 藤岡町奨学資金選考委員会 町長 町議会議長 町議会常任委員長 教育委員 中学校長 計 11 人 | — | 栃木市奨学生選考委員会 教育委員長 教育長 教育次長 中学校長会代表 栃木支部高等学校長代表 計 5 人 |
| 40 | 栃木市立小中学校教科用 図書選定委員会 教育長 1 人 教育委員 1 人 小中学校長 2 人 P T A 連合会 2 人 学識経験者 1 人 合計 7 人 | 下都賀採択地区教科用図書採択協議会 (大平、藤岡、都賀、壬生、岩舟、野木) 教育長 6 人 教育委員 2 人 P T A 連合会 3 人 合計 11 人 | | | 栃木市立小中学校教科用図書選定委員会 教育長 1 人 教育委員 1 人 小中学校長 2 人 P T A 代表 2 人 学識経験者 1 人 合計 7 人 |
| 41 | 栃木市就学指導委員会 学識経験者 医師 福祉関係職員 教育関係職員 30 人以内で構成 | 大平町就学指導委員会 専門医師 小中学校長及び教員 福祉関係職員 教育関係職員 30 人 | 藤岡町就学指導委員会 医師 関係機関職員 学校教職員 17 人 | 都賀町就学指導委員会 学校医代表 小中学校長及び教員 県南児相職員 特別支援学校教員 民生委員児童委員 保健福祉課職員 教育委員会職員 20 人以内で構成 | 栃木市就学指導委員会 学識経験者 医師 福祉関係職員 (県南児相、社会福祉協議会、関係各課) 栃木特別支援学校 各地区校長代表 各地区特別支援教育担当教員 20 人以内 なお、委員会内に専門委員会を置く。 |

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|---|--|---|--|---|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 42 | 栃木市立学校給食共同調理場運営協議会 給食調理場対象学校長 給食調理場対象PTA会長 学識経験者 22人以内で組織 | 大平町給食センター運営委員会 教育長 小中学校長 小中学校PTA会長 県南健康福祉センター学識経験者 10人以内で組織 | 藤岡町学校給食センター運営委員会 教育長 学校長 PTA会長 | 都賀町立学校給食センター運営協議会 教育長 小学校長代表 中学校長 小中学校PTA会長 学校医代表 学校薬剤師 教育委員会事務局長 10人以内で組織 | 栃木市立学校給食共同調理場等運営協議会 学校長 PTA会長 学識経験者 医師 薬剤師 県南健康福祉センター 25人以内 なお、給食センター及び調理場ごとに運営委員会を置く。 |
| 43 | 栃木市スポーツ振興審議会 | 大平町スポーツ振興審議会 | 藤岡町スポーツ振興審議会 | 都賀町スポーツ振興審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会は新市に1つとする。 ・ 委員数は15人以内とする。 ・ 任期は2年とする。 |

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|---------------|-------------|-------------|-------------|---|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 44 | 栃木市社会教育委員 | 大平町社会教育委員 | 藤岡町社会教育委員 | 都賀町社会教育委員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員会は新市に1つとする。 ・ 委員数は15人以内とする。 ・ 任期は2年（初回は委嘱日～平成24年3月31日）とする。 ・ 委員会議は年間4回開催し、必要時は随時に開催する。 ・ 委員の地区割りについては、学識経験者として各地区1人ずつを選出 (参考：社会教育委員の選出) ①学校教育及び社会教育の関係者 ②家庭教育の向上に資する活動を行う者 ③学識経験者 <p>の中から教育委員会が委嘱する。</p> |
| 45 | 栃木市中央公民館運営審議会 | 大平町公民館運営審議会 | 藤岡町公民館運営審議会 | 都賀町公民館運営審議会 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会は新市に1つとする。 ・ 運営は統括する公民館が行う。 ・ 委員数は20人以内とし、各公民館から委員2人を選出する。 ・ 任期は2年とする。 ・ 審議会は年2回開催し、必要時は随時に開催する。 |

| No. | 現 況 | | | | 具体的な調整結果 |
|-----|--------------------------------|-------|-------|-------|------------------------|
| | 栃 木 市 | 大 平 町 | 藤 岡 町 | 都 賀 町 | |
| 46 | 栃木市地区公民館運営審議会（大宮・皆川・吹上・寺尾・国府） | — | — | — | ・合併時に新市の公民館運営審議会に統合する。 |
| 47 | 栃木市地区社会教育振興協議会（大宮・皆川・吹上・寺尾・国府） | — | — | — | ・合併時に新市の社会教育委員会に統合する。 |

| 合併協定項目 | 調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載 | 具体的な調整結果 | | | | | |
|--------------------------|--|--------------------|-----|-----|-----|-----|----------|
| 【合併協定項目25-2】 電算システム事業 | 3 電算システムについては、合併時までには統合する。ただし、合併時に必ずしも統合を要しない単独処理業務システムは、新市において調整する。 | システム統合方針は次のとおりとする。 | | | | | |
| | | システム名 | 栃木市 | 大平町 | 藤岡町 | 都賀町 | 統合方針 |
| | | ホームページ作成システム | ○ | | ○ | | 片寄せ |
| | | 人事給与システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| | | 例規執務サポートシステム | ○ | ○ | ○ | ○ | 新市で検討 |
| | | 文書管理システム | ○ | | | | 新規導入 |
| | | 防災行政ネットワークシステム | ○ | ○ | ○ | ○ | 既存利用 |
| | | 土砂災害情報相互通報システム | ○ | ○ | | ○ | 新市で検討 |
| | | グループウェアシステム | ○ | ○ | ○ | ○ | 新規導入 |
| | | 財務会計システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 新規導入 |
| | | 起債管理システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 新規導入 |
| | | 公有財産管理システム | ○ | ○ | | ○ | 新市で検討 |
| | | 住民税システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| | | 固定資産税システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| | | 軽自動車税システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| | | 国民健康保険税システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| | | 法人住民税システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| | | 申告支援システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| | | 収納管理システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| | | 滞納管理システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| | | 台帳管理システム | ○ | ○ | | ○ | 片寄せ（TKC） |
| | | 家屋評価システム | ○ | ○ | | | 新市で検討 |
| | | 税務地図情報システム | ○ | ○ | ○ | | 新市で検討 |
| | | 宛名管理システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |

| システム名 | 栃木市 | 大平町 | 藤岡町 | 都賀町 | 統合方針 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|--------------|
| 住民記録システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 印鑑登録システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 外国人登録システム | | ○ | | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 住基ネットワーク | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 戸籍システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 新規導入 |
| 公的個人認証システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ |
| 選挙システム/期日前投票システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 選挙開票システム | ○ | ○ | ○ | | 既存利用 |
| 国民健康保険システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 老人健康保健システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 国民年金システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 国保DB支援システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 医療費助成システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 特定検診データ等管理システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 後期高齢者医療システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 総合福祉システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 障害者自立支援システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 生活保護システム | ○ | | | | 片寄せ |
| 地域包括支援システム | ○ | | ○ | | 既存利用 |
| 支援費支給システム | | ○ | ○ | | 廃棄（別システムで対応） |
| 介護保険システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 児童手当システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 児童扶養手当システム | ○ | | | | 片寄せ（TKC） |
| 市営墓地管理システム | ○ | | | | 既存利用 |
| 健康管理システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 犬の登録管理システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ |

| システム名 | 栃木市 | 大平町 | 藤岡町 | 都賀町 | 統合方針 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|----------|
| 農業行政システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 土木工事積算システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 既存利用 |
| 建築確認支援システム | ○ | | | | 片寄せ |
| 公営住宅管理システム | ○ | | ○ | | 片寄せ |
| 法定外公共物管理システム | ○ | ○ | ○ | | 既存利用 |
| 土地取引規制実態統計処理システム | ○ | ○ | ○ | | 既存利用 |
| 水道料金システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 新市で検討 |
| 企業会計システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 新市で検討 |
| 集落排水使用料金管理システム | | ○ | ○ | | 新市で検討 |
| 受益者負担金システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 片寄せ（TKC） |
| 会議録検索システム | ○ | | | | 既存利用 |
| 図書館システム | ○ | ○ | ○ | ○ | 新市で検討 |

| | |
|----------|--|
| 片寄せ | いずれかの市町のシステムを継続利用し、データを統合する 機器については新たに調達する場合もある |
| 片寄せ（TKC） | TKCのシステムを継続利用し、データを統合する 機器については新たに調達する |
| 新規導入 | 既存システムは利用せず、新規導入する |
| 既存利用 | 各市町において既存システムを継続利用する |
| 新市で検討 | 合併後、検討を行う |
| 廃棄 | 合併を機に既存システムの利用を廃止する |

| 合併協定項目 | 調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載 | 具体的な調整結果 |
|---------------------------|---|---|
| 【合併協定項目 25-3】 広報広聴関係事業 | 1 ・ 広報紙に関することについては、合併時に再編する。 ・ ホームページは、合併時に再編する。 | 新市の広報紙については、名称を「広報とちぎ」とする。発行回数は毎月1回とし、発行日は20日とする。ただし、必要に応じ臨時に発行することができる。配布方法は、自治会の協力を得て配布する。 新市のホームページについては、名称を「栃木市ホームページ」とする。稼働日は3月29日とする。内容は、新市の紹介、観光情報、議会情報等とする。 |
| 【合併協定項目 25-7】 交通関係事業 | 2 ・ 交通指導員については、合併時に再編する。 | 児童・生徒の登校時の安全な誘導を目的に、新市に交通指導員を置く。 交通指導員は、75歳以下の者とし、任期は2年、定数は現行のとおり（54人）とする。 報酬については、1市3町の平均額とし、月額47,000円、期末手当は廃止する。 |
| 【合併協定項目 25-8】 窓口業務 | 1 窓口業務については、住民サービスの低下にならないよう、合併時に再編する。 | 住民異動手続きや各種証明書の交付等の窓口業務については現行のとおりとし、本庁、総合支所、支所、出張所、赤津郵便局で取り扱い、業務の一元化を図る。 ・ 戸籍システムや住基システム等の電算システムの統合 ・ 自動交付機等の必要な機器の設置 自動交付機については、大平町の自動交付機を継続して使用し、新たに本庁舎に1台新設する。 ・ 申請書様式の統一 ・ 本人確認方法の統一 ・ その他事務取扱の統一 平成22年10月に、県から権限移譲される予定の旅券業務については、本庁及び各総合支所で行う。 |

| 合併協定項目 | 調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載 | 具体的な調整結果 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------------|--|--|-------------|----------|-------------------|----------|--------|-------|--|--|----|--------|--------|--|--|----|--------|-------|-------|--|----|--------|---|-------|--|----|--------|
| 【合併協定項目 25-12】 児童福祉事業 | 2 ファミリー・サポートセンター事業については、合併時に再編する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・拠点は栃木市とし、支所を大平町に置く。 ・会員管理は、拠点1箇所ですべてを総括する。 <p>【利用料金】</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平日午前7時～午後7時</td> <td style="text-align: right;">1時間 700円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">平日上記時間外、土・日・祝日、病児</td> <td style="text-align: right;">1時間 800円</td> </tr> </table> <p>【交通費】</p> <p style="padding-left: 20px;">1日 200円</p> | 平日午前7時～午後7時 | 1時間 700円 | 平日上記時間外、土・日・祝日、病児 | 1時間 800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平日午前7時～午後7時 | 1時間 700円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平日上記時間外、土・日・祝日、病児 | 1時間 800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 【合併協定項目 25-13】 保育事業 | 保育料に関することについては、合併時は現行のとおりとし、平成22年度から国の基準を基に再編する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・保育料基準額表については、次ページのとおりとする。 ・保育料の減免については、国に定めがあるものについては、その定めのとおりとする。 ・栃木市及び大平町が実施している第3子以降児童保育料免除等については、平成22年度から、大平町の例により、第3子以降の未就学児は無料とする。 ・特別保育の保育料については、次のとおりとする。 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">延長保育料</td> <td style="padding-left: 20px;">1日 200円</td> <td style="padding-left: 20px;">上限</td> <td style="padding-left: 20px;">1月</td> <td style="text-align: right;">2,500円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">休日保育料</td> <td></td> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">月額</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">病後児保育料</td> <td></td> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">日額</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">一時保育料</td> <td style="padding-left: 20px;">3歳未満児</td> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">日額</td> <td style="text-align: right;">2,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">"</td> <td style="padding-left: 20px;">3歳以上児</td> <td></td> <td style="padding-left: 20px;">日額</td> <td style="text-align: right;">1,500円</td> </tr> </table> <p>ただし、それぞれに減免等の規定を設けることとする。</p> | 延長保育料 | 1日 200円 | 上限 | 1月 | 2,500円 | 休日保育料 | | | 月額 | 2,000円 | 病後児保育料 | | | 日額 | 2,000円 | 一時保育料 | 3歳未満児 | | 日額 | 2,000円 | " | 3歳以上児 | | 日額 | 1,500円 |
| 延長保育料 | 1日 200円 | 上限 | 1月 | 2,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 休日保育料 | | | 月額 | 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 病後児保育料 | | | 日額 | 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 一時保育料 | 3歳未満児 | | 日額 | 2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| " | 3歳以上児 | | 日額 | 1,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 合併協定項目 | 調整の方針 ※「合併時に再編（調整）」のみ掲載 | 具体的な調整結果 |
|-----------------------------|----------------------------|--|
| 【合併協定項目 25-19】 農林水産関係事業 | 4 農政協力員については、合併時に再編する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・名称は、農政協力員とする。 ・担当エリアについては、当面は旧市町時の地域とする。 ・国等の農業政策の普及活動、農業関係調査活動等を行う。 ・米政策改革における水田農業推進協議会推進員を兼務する。 ・報償：定額部分と担当農業者戸数の比例部分で額を決める。 現在 1 市 3 町で農政協力員に支払っている総額と新市で支払う報償総額が、ほぼ同額となるよう決定する。 ・産地確立対策の現地確認手当は、水田農業推進協議会の予算から支払う。 |
| 【合併協定項目 25-20】 商工、観光関係事業 | 1 中小企業金融制度については、合併時に再編する。 | <p>栃木市の制度を参考に再編する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○中小企業向け資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使途、限度額及び返済期間 運転資金 20,000 千円 7 年以内 設備資金 20,000 千円 10 年以内 ○小規模企業者資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使途、限度額及び返済期間 運転資金、設備資金 12,500 千円 5 年以内 ○中小企業創業資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使途、限度額及び返済期間 運転資金、設備資金 5,000 千円 5 年以内 ○中小企業緊急景気対策特別資金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使途、限度額及び返済期間 運転資金 10,000 千円（破綻金融機関取引） 5 年以内 10,000 千円（売上減少） |

| 合併協定項目 | 調整の方針 | 具体的な調整結果 |
|-------------------------------|--|--|
| 【合併協定項目 25-21】 勤労者、消費者関連事業 | 1 勤労者融資制度については、合併時に再編する。 | <p>勤労者福利厚生資金（生活安定資金）については、最近の融資件数が少なく、また、県に同種の資金があるため廃止する。</p> <p>勤労者住宅資金については、栃木市の制度を参考に再編する。</p> <p>○勤労者住宅資金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に居住し、又は居住しようとする者で、1年以上勤務 ・使途及び限度額 <ul style="list-style-type: none"> 住宅の新增改築、住宅・土地取得 20,000 千円 35年以内 ・預託先 中央労働金庫 |
| 【合併協定項目 25-23】 上・下水道事業 | <p>1 水道事業に係る手数料については、合併時に再編する。</p> <p>7 農業集落排水事業の排水設備工事等手数料については、合併時に再編する。</p> | <p>【第1回合併協議会において確認済み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業集落排水事業の排水設備工事等手数料については、合併時に公共下水道事業の手数料に統一する。 ・排水設備等の計画確認手数料 1件につき 1,000円 ・排水設備等の検査手数料 1件につき 1,000円 ・排水設備指定工事店登録手数料 1件につき 10,000円 |

| 合併協定項目 | 調整の方針 | 具体的な調整結果 | |
|---------------------------------|-------------------------------|--|---------------------|
| 【合併協定項目25-24】 市町立学校の通学区域、学校名 | 2 学校名については、合併時までに教育委員会間で協議する。 | 新市の学校名については、現行の「〇〇市（町）立」の部分を「栃木市立」に統一し、「〇〇市（町）立」以下の名称は現行のとおり新市に引き継ぐ。 | |
| | | 現 行 | 合 併 後 |
| | | 栃木市立栃木第一小学校 | ⇒ 栃木市立栃木第一小学校（変更なし） |
| | | 栃木市立栃木第二小学校 | ⇒ 栃木市立栃木第二小学校（変更なし） |
| | | 栃木市立栃木第三小学校 | ⇒ 栃木市立栃木第三小学校（変更なし） |
| | | 栃木市立栃木第四小学校 | ⇒ 栃木市立栃木第四小学校（変更なし） |
| | | 栃木市立栃木第五小学校 | ⇒ 栃木市立栃木第五小学校（変更なし） |
| | | 栃木市立南小学校 | ⇒ 栃木市立南小学校（変更なし） |
| | | 栃木市立大宮南小学校 | ⇒ 栃木市立大宮南小学校（変更なし） |
| | | 栃木市立大宮北小学校 | ⇒ 栃木市立大宮北小学校（変更なし） |
| | | 栃木市立皆川城東小学校 | ⇒ 栃木市立皆川城東小学校（変更なし） |
| | | 栃木市立吹上小学校 | ⇒ 栃木市立吹上小学校（変更なし） |
| | | 栃木市立千塚小学校 | ⇒ 栃木市立千塚小学校（変更なし） |
| | | 栃木市立寺尾中央小学校 | ⇒ 栃木市立寺尾中央小学校（変更なし） |
| | | 栃木市立寺尾南小学校 | ⇒ 栃木市立寺尾南小学校（変更なし） |
| | | 栃木市立国府南小学校 | ⇒ 栃木市立国府南小学校（変更なし） |
| | | 栃木市立国府北小学校 | ⇒ 栃木市立国府北小学校（変更なし） |
| | | 栃木市立栃木東中学校 | ⇒ 栃木市立栃木東中学校（変更なし） |
| | | 栃木市立栃木西中学校 | ⇒ 栃木市立栃木西中学校（変更なし） |
| | | 栃木市立栃木南中学校 | ⇒ 栃木市立栃木南中学校（変更なし） |
| | | 栃木市立東陽中学校 | ⇒ 栃木市立東陽中学校（変更なし） |
| | | 栃木市立皆川中学校 | ⇒ 栃木市立皆川中学校（変更なし） |
| | | 栃木市立吹上中学校 | ⇒ 栃木市立吹上中学校（変更なし） |

| | | | | |
|--|--|-------------|---|------------------|
| | | 栃木市立寺尾中学校 | ⇒ | 栃木市立寺尾中学校 (変更なし) |
| | | 大平町立大平東小学校 | ⇒ | 栃木市立大平東小学校 |
| | | 大平町立大平南小学校 | ⇒ | 栃木市立大平南小学校 |
| | | 大平町立大平西小学校 | ⇒ | 栃木市立大平西小学校 |
| | | 大平町立大平中央小学校 | ⇒ | 栃木市立大平中央小学校 |
| | | 大平町立大平中学校 | ⇒ | 栃木市立大平中学校 |
| | | 大平町立大平南中学校 | ⇒ | 栃木市立大平南中学校 |
| | | 藤岡町立部屋小学校 | ⇒ | 栃木市立部屋小学校 |
| | | 藤岡町立藤岡小学校 | ⇒ | 栃木市立藤岡小学校 |
| | | 藤岡町立赤麻小学校 | ⇒ | 栃木市立赤麻小学校 |
| | | 藤岡町立三鴨小学校 | ⇒ | 栃木市立三鴨小学校 |
| | | 藤岡町立藤岡第一中学校 | ⇒ | 栃木市立藤岡第一中学校 |
| | | 藤岡町立藤岡第二中学校 | ⇒ | 栃木市立藤岡第二中学校 |
| | | 都賀町立合戦場小学校 | ⇒ | 栃木市立合戦場小学校 |
| | | 都賀町立家中小学校 | ⇒ | 栃木市立家中小学校 |
| | | 都賀町立赤津小学校 | ⇒ | 栃木市立赤津小学校 |
| | | 都賀町立都賀中学校 | ⇒ | 栃木市立都賀中学校 |

議案第 5 号

平成 2 1 年度栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会補正
予算（第 1 号）（案）について

平成 2 1 年度栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会補正予算（第 1
号）について、別紙のとおり提案する。

平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

平成21年度 栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会 補正予算（第1号）（案）

歳入

（単位：千円）

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|-------|-------|--------|--------|---------|--------|--|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 1 負担金 | 1,099 | 32,235 | 33,334 | | | |
| 1 負担金 | 1,099 | 32,235 | 33,334 | | | |
| 1 負担金 | 1,099 | 32,235 | 33,334 | 1 市町負担金 | 32,235 | 【均等割25%：人口割75%】 栃木市 15,956,500円(49.50%) 大平町 6,895,000円(21.39%) 藤岡町 5,070,500円(15.73%) 都賀町 4,313,000円(13.38%) |
| 歳入合計 | 1,100 | 32,235 | 33,335 | | | |

歳出

（単位：千円）

| 款 項 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 節 | | 説 明 |
|---------|-------|--------|--------|-------------|--------|--|
| | | | | 区 分 | 金 額 | |
| 1 運営費 | 512 | 10,235 | 10,747 | | | |
| 1 会議費 | 325 | 1,048 | 1,373 | | | |
| 1 会議費 | 325 | 1,048 | 1,373 | 1 報酬 | 894 | 協議会委員報酬 |
| | | | | 11 需用費 | 154 | |
| | | | | 消耗品費 | 100 | 会議用消耗品等 |
| | | | | 食糧費 | 54 | 会議飲物代 |
| 2 事務費 | 187 | 9,187 | 9,374 | | | |
| 1 事務費 | 187 | 9,187 | 9,374 | 4 共済費 | 100 | 臨時職員社会保険料及び労働保険料 |
| | | | | 7 賃金 | 695 | 臨時職員賃金 |
| | | | | 9 旅費 | 10 | 職員旅費 |
| | | | | 11 需用費 | 2,165 | |
| | | | | 消耗品費 | 2,030 | 事務用消耗品等 |
| | | | | 燃料費 | 130 | レンタカー燃料代 |
| | | | | 食糧費 | 5 | 来客用茶代 |
| | | | | 12 役務費 | 155 | |
| | | | | 通信運搬費 | 155 | インターネット使用料及び郵便料 |
| | | | | 14 使用料及び賃借料 | 6,062 | |
| | | | | 自動車借上料 | 1,002 | レンタカーレンタル料（2台分） |
| | | | | 機械借上料 | 5,000 | 複写機リース料（1台分） |
| | | | | 駐車場使用料 | 60 | 駐車場使用料（2台分） |
| 2 事業費 | 588 | 21,500 | 22,088 | | | |
| 1 事業推進費 | 588 | 21,500 | 22,088 | | | |
| 1 事業推進費 | 588 | 21,500 | 22,088 | 13 委託料 | 21,500 | ・合併市町村基本計画策定等支援業務委託 ・例規整備並びに事務事業一元化支援業務委託 ・電算システム統合に伴う仕様設計監理業務委託 ・ネットワークシステム統合に伴う実施設計、施工監理業務委託 ・事務室統合移転統括管理業務委託 ・合併啓発業務委託 |
| 3 予備費 | 0 | 500 | 500 | | | |
| 1 予備費 | 0 | 500 | 500 | | | |
| 1 予備費 | 0 | 500 | 500 | 1 予備費 | 500 | |
| 歳出合計 | 1,100 | 32,235 | 33,335 | | | |

協議第 5 7 号

特別職等の報酬について

特別職等の報酬について、次のとおり協議を求める。

平成 2 1 年 1 1 月 2 0 日提出

栃木市・大平町・藤岡町・都賀町合併協議会
会 長 日 向 野 義 幸

平成 2 1 年 月 日（確認・継続協議）

特別職報酬等一覧

(単位：円)

| 整理 No. | 新市 | 定数 | 任期 | 報酬額 | 栃木市 | 大平町 | 藤岡町 | 都賀町 |
|--------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|
|--------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|

【常勤の特別職】

| | | | | | | | | | |
|--|--------|---|----|---|-----------|------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| | 栃木市長 | 1 | 4年 | 月 | 1,020,000 | 栃木市長 1,060,000 (減額支給で1,007,000) | 大平町長 798,000 (減額支給で758,000) | 藤岡町長 710,000 (H18.4月10%引下げ済) | 都賀町長 750,000 (減額支給で600,000) |
| | 栃木市副市長 | | 4年 | 月 | 840,000 | 栃木市副市長 860,000 (減額支給で817,000) | 大平町副町長 645,000 (減額支給で612,000) | 藤岡町副町長 580,000 (H18.4月10%引下げ済) | — |
| | 栃木市教育長 | 1 | 4年 | 月 | 680,000 | 栃木市教育長 700,000 (減額支給で665,000) | 大平町教育長 595,000 (減額支給で565,000) | 藤岡町教育長 520,000 (H18.4月10%引下げ済) | 都賀町教育長 542,000 (減額支給で515,000) |

【議会議員】

| | | | | | | | | | |
|--|-------|----|----|---|---|--|--|--|--|
| | 栃木市議会 | 31 | 4年 | 月 | 議長 535,000 副議長 465,000 議員 420,000 | 栃木市議会 議長 535,000 副議長 445,000 議員 420,000 | 大平町議会 議長 362,000 (減額支給で344,000) 副議長 299,000 (減額支給で284,000) 議員 274,000 (減額支給で260,000) | 藤岡町議会 議長 360,000 (減額支給で342,000) 副議長 288,000 (減額支給で273,000) 議員 261,000 (減額支給で247,000) | 都賀町議会 議長 311,000 副議長 251,000 議員 231,000 |
|--|-------|----|----|---|---|--|--|--|--|

【行政委員会】

| | | | | | | | | | |
|--|----------------|-----|----------------|---|--|--|--|---|---|
| | 栃木市教育委員会 | 5 | 4年 | 月 | 委員長 58,700 委員 44,300 | 栃木市教育委員会 委員長(月)58,700 委員(月)44,300 | 大平町教育委員会 委員長(年)342,000 職務代理者(年)294,000 委員(年)256,000 | 藤岡町教育委員会 委員長(年)300,000 委員(年)238,000 | 都賀町教育委員会 委員長(月)26,000 委員(月)22,000 |
| | 栃木市選挙管理委員会 | 4 | 4年 | 年 | 委員長 312,000 委員 224,000 | 栃木市選挙管理委員会 委員長(年)312,000 委員(年)224,000 補充員(日)8,900 | 大平町選挙管理委員会 委員長(年)195,000 委員(年)162,000 | 藤岡町選挙管理委員会 委員長(年)178,000 委員(年)115,000 | 都賀町選挙管理委員会 委員長(月)14,500 委員(月)12,500 |
| | 栃木市監査委員 | 2 | 識見は4年 議員は任期 | 月 | 識見選任 81,400 議員選任 46,400 | 栃木市監査委員 識見選任(月)81,400 議員選任(月)46,400 | 大平町監査委員 識見選任(年)230,000 議員選任(年)190,000 | 藤岡町監査委員 識見選任(年)210,000 議員選任(年)165,000 | 都賀町監査委員 識見選任(月)20,000 議員選任(月)15,000 |
| | 栃木市農業委員会 | 30 | 3年 | 年 | 会長 756,000 職務代理552,000 委員 480,000 (H22.7.19までは栃木市の例による) | 栃木市農業委員会 会長(年)524,000 職務代理(年)443,000 委員(年)384,000 | 大平町農業委員会 会長(年)346,000 職務代理(年)299,000 委員(年)256,000 | 藤岡町農業委員会 会長(月)38,000 職務代理(月)34,000 委員(月)30,000 | 都賀町農業委員会 会長(月)27,000 職務代理(月)24,000 委員(月)23,000 |
| | 栃木市固定資産評価審査委員会 | 3以上 | 3年 | 日 | 8,000 | 栃木市固定資産評価審査委員会(日)8,900 | 大平町固定資産評価審査委員会(日)6,000 | 藤岡町固定資産評価審査委員会(日)5,500 | 都賀町固定資産評価審査委員会(日)5,000 |
| | 栃木市公平委員会 | 3 | 4年 | 日 | 8,000 | 栃木市公平委員会(日)8,900 | — | — | — |

【附属機関等】(審議会・委員会・協議会等)、【その他の特別職】

| | | | | | | | | | |
|--|-------------|--|--|---|---------|----------|----------|----------|----------|
| | 附属機関その他の特別職 | | | 日 | 8,000以内 | (日)8,900 | (日)6,000 | (日)5,500 | (日)5,000 |
|--|-------------|--|--|---|---------|----------|----------|----------|----------|